

佐賀県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十月十五日から平成二十二年十一月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	幅員 メートル
県道 大木有田線	西松浦郡有田町広瀬山字黒岩 甲二二二八番一地从から 西松浦郡有田町広瀬山字黒岩 甲二二七六番四地先まで	前 四一・七 一〇
	西松浦郡有田町広瀬山字黒岩 甲二二二八番一地从から 西松浦郡有田町広瀬山字黒岩 甲二二七六番四地先まで	後 五七・〇 一〇
		延長 メートル 三九六・〇
		三九〇・〇